

令和 7 年度 第 1 回白山会館運営委員会次第

日時：令和 7 年 5 月 21 日（水）

午前 10 時～

会場：白山会館 1 階 多目的集会室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 挨 拶 早川教育長

4 委員長、副委員長の選出

5 議 事

(1) 令和 6 年度社会同和教育活動事業の報告について

資料No.1

(2) 令和 7 年度社会同和教育活動事業について

資料No.2

6 そ の 他

7 閉 会

令和 6 年度社会同和教育活動事業の報告

1 白山会館事業

(1) 人権教育推進事業

① 小・中学生学習会

学習会の参加を通して進路保障につながる学力の向上や仲間づくりを進め、差別に負けない子どもを育てることを目的に、小学生は週 1 回、中学生は週 2 回、白山会館で小中学生を対象とした学習会を開催した。

	小学生	中学生
対象者数	1	4
開催回数	23	51
延べ人数	19(41)	160(245)

※ 中学生延べ人数には、元対象者も含む

※ ()内は講師を含めた人数

② 教職員等現地学習会

年間を通して 130 の団体から要請を受け、白山会館で差別の現実を学ぶ人権・同和教育の学習会を 72 回開催し、2031 人が参加した。

		団体数	参加者数(人)	備考
市内	小学校(附属含む)	48	645	
	中学校(附属含む)	21	303	
	高等学校	9	149	
	特別支援学校	2	45	
	その他団体	4	297	上越市、上越教育事務所、上越市教育委員会、上越市立高田幼稚園
	小 計	84	1,439	
市外	小学校	30	401	
	中学校	9	114	
	高等学校	4	48	
	特別支援学校	0	0	
	その他団体	3	29	魚沼市立すもんこども園、柏崎市教育委員会、県高等学校教育課
	小 計	46	592	
合 計		130	2,031	

③ 人権に関する図書・ビデオの設置

○ 設置状況

- ・図書数：588 冊（うち新規購入 16 冊）
- ・DVD：5 巻、VHS：36 巻

○ 貸出回数

- ・図書：48 回
- ・DVD：1 巻 3 回

④ その他

すげ笠づくり講座

東本町小学校 6 年生の児童を中心に、被差別部落の生業として受け継がれてきたすげ笠づくり体験と講師の講話を通して、すばらしい伝統技術を学ぶとともに差別を受けてきた地域の歴史や正しい人権意識を学ぶ。

1 回目：令和 7 年 1 月 24 日（金）：60 人（児童のみ）

2 回目：令和 7 年 1 月 25 日（土）：24 人（児童 20 人、保護者 4 人）

※計 2 回の講座で完成したすげ笠 6 個

完成した 6 個については、希望した小学生により家に持ち帰った。

(2) 地域交流事業

交流事業を行い、地域住民と行政等の交流を積極的に図る。

5 年ぶりにバスハイキングともちつき大会を復活させ、以下のとおり実施した。

①事業名「バスハイキング」

・日 程：6 月 9 日（日） 10：00～15：00

・場 所：シーサイドパーク名立 バーベキューハウスほか

・参加人数：70 人（大人 48 人、中学生以下 22 人）

・実施内容：地域の方、学校・行政関係者等を対象に、タケノコの皮むきや火おこし等を協力して行い、バーベキューと具だくさんのタケノコ汁をおいしくいただくことで交流を深めた。

②事業名「もちつき大会」

・日 程：12 月 15 日（日） 9：00～11：30

・場 所：白山会館

・参加人数：54 人（大人 43 人、中学生以下 11 人）

・実施内容：地域の方、学校・行政関係者等を対象に、協力してもちつきを行った後、ビンゴ大会を行い、交流を深めた。

(3) 貸館事業

利 用 内 容	回数（回）	利用者数（人）
白山会館運営委員会	3	50
小・中学生学習会	51	286
現地学習会	72	2,213
地域交流事業（もちつき大会）	1	54
運動団体	11	142
町内会、子ども会等	3	25
その他会議等	10	117
その他（新潟県地域改善事業事務）	9	21
合 計	160	2,908

(4) その他

① 「いのち・愛・人権」展でパネルを展示した。

- ・日時 令和7年2月6日～2月12日
- ・会場 新潟市（新潟市北区文化会館、新潟県立環境と人間のふれあい館 新潟水俣病資料館）
- ・実施内容 新潟市北区文化会館及び新潟県立環境と人間のふれあい館 新潟水俣病資料館ではパネル展示参観、新潟市北区文化会館では講師をお呼びし、記念講演会が開かれた。

② 白山会館外壁改修を行った。

- ・工期 7月～12月
- ・契約額 7,601千円

2 市民啓発事業

(1) 研修会の開催

① 人権を考える講話会

3年間で市内全小学校区の講話会の開催を計画している。学校、PTA・町内関係者、地域青少年育成会議等、地域団体の協力を得て開催した。

回	開催日	学校名	利用者数 (人)	回	開催日	学校名	利用者数 (人)
1	9月11日	安塚小	15	9	10月25日	宝田小	23
2	9月18日	南本町小	60	10	11月15日	直江津小	40
3	9月18日	大島小	15	11	11月21日	高田西小	30
4	9月25日	国府小	24	12	11月22日	上雲寺小	21
5	9月26日	北諏訪小	24	13	11月29日	吉川小	24
6	9月26日	大潟町小	52	14	11月29日	柿崎小	30
7	10月1日	清里小	20	15	12月3日	飯小	32
8	10月16日	里公小	13	16	12月12日	南川小	55
計							478

② 人権を考える講話会（講師派遣事業）

各機関、団体からの要請に応じ、当課社会教育指導員を講師として派遣し、人権問題に関する研修会を実施した。

回	開催日	団体名	参加者数(人)	備考
1	6月20日	地域青少年育成会議	21	地域コーディネーター参加
2	6月25日	直江津東地区民生委員	23	民生委員参加
3	6月30日	頸城地区公民館	85	地域住民参加
4	7月19日	北本町地区民生委員	6	民生委員参加
5	10月18日	新道地区公民館	46	地域住民参加
6	10月23日	新道地区公民館	23	地域住民参加
7	1月8日	三和地区民生委員	19	民生委員参加
8	2月21日	谷浜・桑取地区公民館	15	地域住民参加
計			238	

※新道地区公民館主催の講話会は、稲田小学校(10/18)と富岡小学校(10/23)で開催

③ 同和教育研修会

- ・日時 11 月 15 日
- ・会場 東本町小学校
- ・実施内容 同和問題に関する研修会(授業参観、講演会)を支援した。
※学校・行政関係者、PTA、学校区内住民を対象

(2) 研修会等への参加

社会同和教育行政のさらなる推進に向け、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質向上を図った。

【中央本部関係】

研修・集会名	日時	会場	行政参加者数
第 67 回関東女性集会 (第 67 回全国女性集会と同時開催)	5 月 18～19 日	群馬県	1 人
第 56 回東日本研究集会	7 月 4～5 日	群馬県	4 人
第 75 回全国人権・同和教育研究大会	11 月 30 日～ 12 月 1 日	熊本県、鹿児島県ほか	1 人

【県連関係】

研修・集会名	日時	会場	行政参加者数
第 41 回県連定期大会	5 月 26 日	胎内市	2 人
第 9 回就職差別撤廃新潟県集会	6 月 6 日	新潟市	2 人
部落解放第 40 回新潟県研究集会	10 月 5 日	五泉市	6 人
部落解放同盟新潟県連合会 上越支部荊冠旗開き	令和 7 年 1 月 19 日	上越市 デュオセレッソ	8 人
部落解放同盟新潟県連合会 荊冠旗開き	令和 7 年 2 月 2 日	新潟市	2 人

【県人権・同和センター関係】

研修・集会名	日時	会場	行政参加者数
人権・同和教育啓発推進講座 越佐にんげん学校	7～10 月	オンライン開催	19 人

【県同教・地区同教関係】

研修・集会名	日時	会場	行政参加者数
第 31 回新潟県同和教育研究集会	7 月 31 日	三条市	6 人
社会同和教育部会研修会	11 月 20 日	上越市歴史博物館	3 人

【県・市教育委員会関係】

研修・集会名	日時	会場	行政参加者数
社会同和教育市町村巡回研修会	8 月 21 日	新井ふれあい会館	4 人
同和問題現地研修会	7 月 10、17 日	上越市 白山会館	177 人
同和教育研修会	11 月 15 日	東本町小学校	7 人

令和 7 年度 社会同和教育活動事業について

1 白山会館事業

(1) 人権教育推進事業

① 小・中学生学習会

学習会の参加を通して、進路保障につながる学力の向上や仲間づくりを進め、差別に負けない子どもを育てることを目的に、小学生は週 1 回、中学生は週 2 回、白山会館で小・中学生を対象とした学習会を開催する。

	対象者数	曜日	時間
小学生	1 人	月曜日	[月] 17:00～18:30 [水] 17:15～18:45
中学生	3 人	月・水曜日	

(※小学 5 年生 1 人、中学 3 年生 3 人)

② 教職員等現地学習会

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育における指導者としての資質向上を図ることを目的に、現地学習会を実施する。(講師は部落解放同盟上越支部より派遣)

- ・市内学校教職員現地学習会
- ・市外学校教職員等現地学習会
- ・市町村行政・県行政・他団体等現地学習会

③ 人権に関する図書、ビデオ・DVD の設置

人権に関する図書、資料等を購入し、白山会館所蔵図書の充実を図る。

④ その他

すげ笠づくり講座 (1 月～2 月 (予定))

東本町小学校に講師を招き、すげ笠づくりを行う。講師との交流や講師から講話を聴く中で学習を行う。

(2) 地域交流事業

交流事業を行い、地域住民と行政等の交流を積極的に図る。

- ・バスハイキング 6 月 8 日 (日)
- ・もちつき大会 12 月 14 日 (日) 予定

(3) 貸館事業

社会同和教育の活動拠点として、貸館事業を実施する。

(4) その他

白山会館空調機入替修繕を行う。

- ・工期 5 月～6 月予定
- ・予算額 978 千円

2 市民啓発事業

(1) 研修会等の開催

① 人権を考える講話会

3年間で市内全小学校区を巡回する計画で講話会を開催する。学校、PTA・町内関係者、地域青少年育成会議等、地域団体の協力を得て開催する。

令和7年度は15小学校区で実施する。

② 講師派遣事業

各機関、団体からの要請に応じ、当課社会教育指導員を講師として派遣し、人権問題に関する研修会を実施する。

③ 同和教育研修会

11月21日（金）に東本町小学校で行われる同和问题に関する研修会を支援する。

（授業参観、講演会）

(2) 研修会等への参加

社会同和教育行政のさらなる推進に向け、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質向上を図る。

※研修会日程等は参考4ページのとおり

(3) 人権教育・啓発図書及びビデオ・DVDの貸出・周知

人権に関する図書やビデオ・DVDについて、市民、学校教育・社会教育関係者へ無料で貸し出し、研修会や学習に活用し、広く人権意識の高揚を図る。

市ホームページや現地学習会、人権を考える講話会等で周知し、利用拡大に努める。

上越市白山会館運営委員について

■ 上越市白山会館運営委員とは

上越市白山会館運営委員は、「上越市白山会館条例」と「上越市白山会館運営委員会規則」により定められ、白山会館事業の企画及び運営に関して教育委員会に助言を行い、また、会館の運営管理に関し、必要と認める事項について協議する。

■ 白山会館について

上越市内の同和対策事業を推進するため、地域住民の社会教育活動を助長し、もって同和問題の解決に寄与することを目的として、昭和 47 年に設置された。

以来、上越市の同和教育事業の拠点として、教職員の現地学習会や、小・中学生学習会、交流事業などを実施している。

■ 「上越市白山会館条例」の記述（白山会館運営委員に関する部分を抜粋）

（運営委員会）

第 13 条 会館の適正な管理運営を図るため、上越市白山会館運営委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■ 「上越市白山会館運営委員会規則」の記述（抜粋）

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関及び社会教育関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 部落解放同盟上越支部の代表者

（委員の定数）

第 4 条 委員の定数は、13 人以内とする。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

小・中学生学習会の概要について

1 これまでの経緯

1972（昭和 47）年、当市の同和対策事業を推進するため、地域住民の社会教育活動を助長し、同和問題の解決に寄与する目的として、白山会館が設置された。当市における解放運動の拠点となっている。

昭和 50 年代前半には、白山会館を会場として、「学力保障」と「差別に負けない力を育てる」ことを目的に、小・中学生学習会を開始した。

2 実施の根拠

政府同和対策審議会による「同和対策審議会答申」（1965 年）に基づく事業である。

「同和対策審議会答申」前文では部落差別の解消が「国民的な課題」であり、「国の責務」であると明記され、そのうち教育問題に関する施策の項目では、児童生徒の学力の向上のため教育条件を整備することが定められている。

この答申に基づき、行政、教育ほか様々な分野で同和対策事業や活動が行われており、小・中学生学習会も当市が行う同和対策事業の一つとして実施している。

3 位置づけ

当市は、「人権を尊び部落格差などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」（第 5 次人権総合計画）に基づき、諸施策を総合的・計画的に推進している。

・第 3 章 第 2 節 4 「社会教育における人権教育、同和教育の推進」

(5) 白山会館事業の充実

白山会館を拠点とし、差別の現実学ぶ現地学習会や地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小・中学生学習会などを実施します。

・第 3 章 第 3 節

(2) 学校や教育機関との連携

社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小・中学生学習会を実施します。

4 現状

本事業開始から現在までの間に、小・中学生学習会では進路につながる学力保障、地区では「差別に負けない力」の育成をするという話し合いが行われ、この分担で続けられてきた。

現在は、学習会対象である地区在住の子どもや親戚の子どもだけではなく、ほかの町内会の子ども（対象の子どもの友人）も参加しており、子ども同士の隔たりない交流の場にもなっている。このことは、地区内外の子どもたちの相互理解や仲間づくり、地区の子どもたちの地元に対する愛着につながっている。

5 教育委員会の方針

当市においては、学校・地域・行政ほか様々な組織で同和問題の解決、差別解消への取組が行われているが、いまだそれらの問題が解決しきれていない社会の現状があり、子どもたちを取り巻く環境には厳しい一面がある。

教育委員会では、進路保障に結び付く基礎学力をつける学力保障と、友達や仲間同士が集まれる場所、励ましあえる仲間づくりの場所として、小・中学生学習会を継続して実施する。

令和7年度 主な研修会・集会日程一覧（予定）

【中央本部関係】

研修・集会名	日時	会場
第57回東日本研究集会	6月26～27日	群馬県
第68回関東女性集会	8月30日	埼玉県
第75回全国人権・同和教育研究大会	11月29日～11月30日	大阪府ほか

【県連関係】

研修・集会名	日時	会場
第43回県連定期大会	5月18日	新発田市
第10回就職差別撤廃新潟県集会	6月16日	新潟市
第6回新潟県人権保育研究集会	10月予定	新潟市
部落解放第41回新潟県研究集会	10月11日	妙高市
「いのち・愛・人権」展 (初日の開会セレモニーに参加予定)	11月予定	加茂市
部落解放同盟新潟県連合会上越支部 荊冠旗開き	令和8年1月18日	上越市
部落解放同盟新潟県連合会荊冠旗開き	令和8年2月予定	新潟市

【県人権・同和センター関係】

研修・集会名	日時	会場
人権・同和教育啓発推進講座 越佐にんげん学校	8～12月予定	オンライン等

【県同教・地区同教関係】

研修・集会名	日時	会場
第32回新潟県同和教育研究集会	8月1日予定	聖籠町
社会同和教育部会研修会	調整中	調整中

【県・市教育委員会関係】

研修・集会名	日時	会場
社会同和教育市町村巡回研修会	9月3日	上越文化会館
同和問題現地研修会	7月9日、15日	上越市 白山会館
同和教育研修会	11月21日	上越市 東本町小学校

○上越市白山会館条例

昭和47年12月25日

条例第55号

改正 昭和48年6月30日条例第45号

昭和49年3月30日条例第26号

昭和57年9月28日条例第53号

昭和62年9月26日条例第30号

平成9年3月27日条例第13号

平成13年3月28日条例第12号

(設置)

第1条 上越市内に存する同和地区における同和対策事業を推進するため、地域住民の社会教育活動を助長し、もって同和問題の解決に寄与することを目的として、本市に会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市白山会館	上越市北本町四丁目2番14号

(事業)

第3条 上越市白山会館（以下「会館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種学級、講座等を開催すること。
- (2) 図書、資料等を備え、利用に供すること。
- (3) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (4) 社会教育関係団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) 住民の集会その他公共的利用に供すること。

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(管理)

第5条 会館は、上越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公安若しくは風俗をみだし、又はみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 物品の販売、宣伝その他営利を目的とするとき。
- (3) 会館を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理者が使用を不適當と認めたとき。

(使用申込み等)

第7条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館を許可目的以外に使用し、又はその使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わなかったとき。
- (2) 第6条に規定する理由が生じたとき。
- (3) 教育委員会又は市長において使用する必要が生じたとき。

(使用料)

第10条 会館の使用料は、上越市使用料の徴収に関する条例（昭和46年上越市条例第57号）に定めるところによる。ただし、第3条に該当するものは無料とする。

(設備の変更の制限)

第11条 使用者は、会館を模様替えし、又は設備を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、模様替えし、又は設備を付加したときは、使用后直ちに原形に復さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、会館の建物又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、そのつど教育委員会が定める。

(運営委員会)

第13条 会館の適正な管理運営を図るため、上越市白山会館運営委員会（以下この条にお

いて「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第45号)

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第13号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

○上越市白山会館運営委員会規則

昭和48年7月20日

教委規則第6号

改正 昭和56年5月21日教委規則第7号

平成13年3月30日教委規則第4号

平成14年3月29日教委規則第1号

平成19年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、上越市白山会館条例（昭和47年上越市条例第55号）第13条の規定に基づき、上越市白山会館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、会館事業の企画及び運営に関し、教育委員会の諮問に応じ、会館の運営管理に関し、必要と認める事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関及び社会教育関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 部落解放同盟上越支部の代表者

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、13人以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の議長となり、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

- 2 定例会は、年4回とし、臨時会は、必要に応じて招集する。

3 会議は、委員過半数の出席で成立し、議案の採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）抄

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第10号）

この規則は、平成19年7月19日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第8号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。